

海岸漂着物対策専門家会議（第 10 回）における 専門家による主なご意見について

- 水産庁は、発泡スチロール製の漁具のリサイクル等の取組や日本のすぐれた技術について、中国や台湾にも紹介していただきたい。〈小島委員（一般社団法人 JEAN）〉
- マイクロプラスチックの排出抑制について、環境省のみならず、経済産業省などを含めて省庁横断的な取組が必要である。〈小島委員（一般社団法人 JEAN）〉
- 容器包装の分別、リサイクルに関して環境省が実施する容器製造の環境配慮設計等に係る実証実験の結果を経済産業省の取組に活用するなど、省庁間の連携が進むことを期待する。〈田中委員（廃棄物・3R 研究財団）〉
- 海岸漂着物処理推進法に基づく各都道府県等の取組の施行状況調査について、効果が分かるような調査をする必要がある。〈小島委員（同上）〉
- 日本に漂着するごみの量を経年的に把握するため、特定の海岸における定点モニタリングを継続して行っていただきたい。〈（西島委員（一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会）〉
- G7 サミットを、日本の海洋ごみ対策を PRするとともに、開発途上国に対して海洋ごみ対策の取組を促す機会にすべきである。効果的な発生抑制として、通年の廃棄物を適正に処理するように改善するよう働きかけることが一番大事である。〈田中委員（同上）〉
- マイクロプラスチックの回収は困難であるため、アメリカでは化粧品でのマイクロビーズの使用を禁止したように、発生抑制について、根本的な措置を考えていかなければならない。〈兼廣座長（大妻女子大学）〉
- プラスチックごみがマイクロ化する前に、海洋に流出した後すぐに回収・処理する仕組みを考える必要がある。〈兼廣座長（同上）〉
- 環境省において、プラスチックごみの分別・運搬・中間処理等の方法の組合せについて、マイクロプラスチックの発生抑制の観点も含めた、環境負荷も入れた評価を行う研究・実証実験を実施することが重要である。〈田中委員（同上）〉